ホームページをリニューアルしました。
https://aiseien.net

愛生苑のご紹介



1

社会福祉法人柏芳会　記念福祉事業会

2026.11.2

職員配置と有資格者

入苑定員：１００名
入苑者数：　**７９名**
緊急入所：　**０名**（11/2現在）

職員配置

- 施設長（苑長）1名
- 主任生活相談員１名
- 生活相談員3名
- 主任支援員１名
- 支援員８名
- 栄養士１名
- 看護職員2名
- 主任事務職員1名
- 事務職員１名

有資格者

- 介護支援専門員
- 社会福祉主事
- 介護福祉士
- ２級ホームヘルパー
- １級訪問支援員
- 看護師（准看護師含む）
- 栄養士
- 社会福祉士
- 精神保健福祉士

年間行事と生活時間

年間行事

月	行事
4月	チューリップ・藤の花見学 健康診断
5月	
6月	避難訓練（水害・火災・地震）
7月	七夕
8月	夏祭り
9月	敬老会・慰問
10月	健康診断
11月	頴田文化祭（作品出展） インフルエンザ予防接種
12月	クリスマス会・忘年会 避難訓練（火災）
1月	初詣
2月	観梅 ひなの祭り（作品出展）
3月	避難訓練（火災）

・毎月、誕生祝食と誕生者へのプレゼント。

・毎月、お楽しみランチ、イベント食あり。

・頴田公民館活動などの地域の催しへの参加

生活時間

時　間	行　　動
6時	起床、歯磨き、洗面、居室の掃除
7時40分	朝食
9時	ラジオ体操
10時	クラブ活動等
11時40分	昼食
14時30分	おやつ
16時40分	夕食
18時	就寝の用意（歯磨き・着替え）
21時	消灯

○テレビ視聴･･･22 時まで可能、18 時以降はイヤホンを使用してください。

○入　浴　　･･･12 時 30 分～15 時 30 分　（月・水・金）順番制
男性⇒3 階、女性⇒2 階

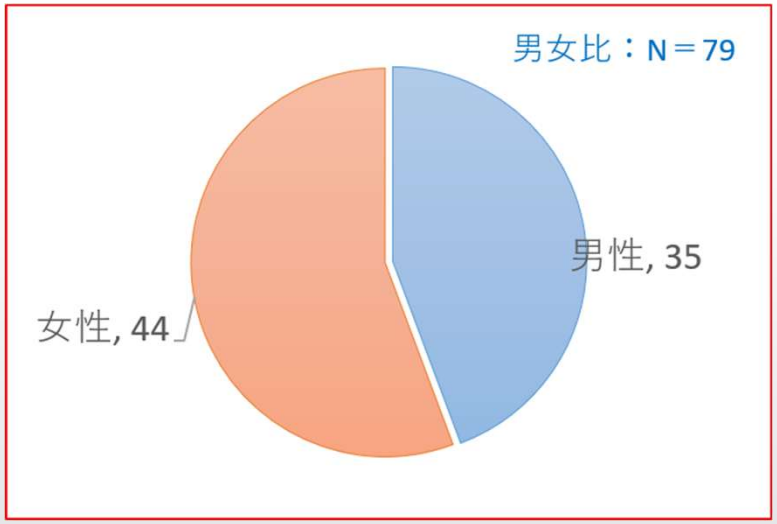
○洗　濯　　･･･6 時～17 時
＊洗濯洗剤の配布は月 1 回です。

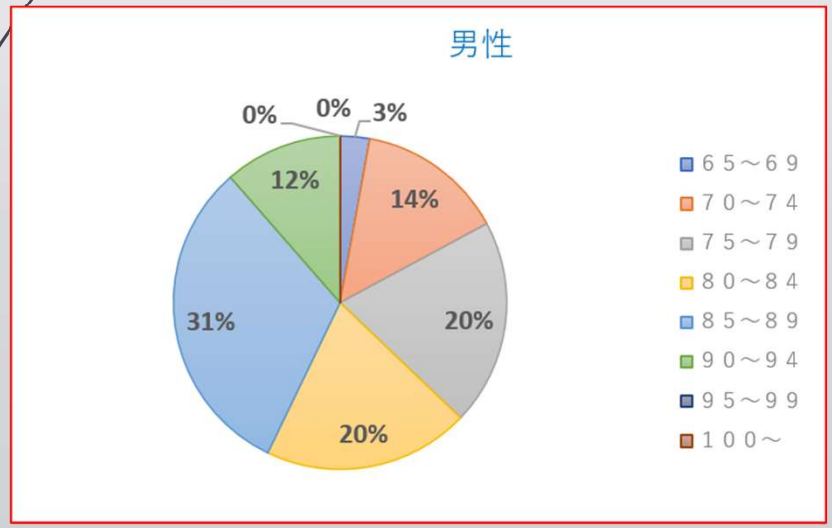
○食　事　　･･･朝食（7:40）　昼(11：40)　　夕食（16:40）
＊出来るだけ毎食後に歯磨きをするよう心がけましょう。
＊食事については、医師の指示もしくはアレルギーのための対応は可能です。お粥への変更も可能です。

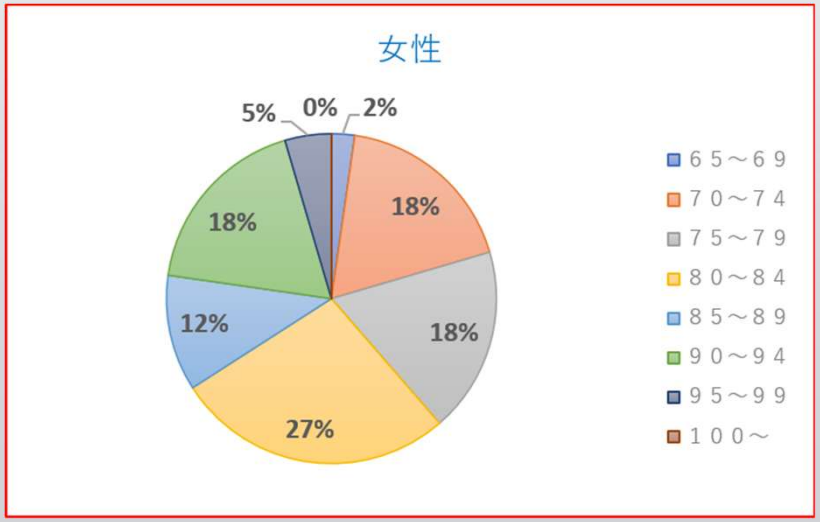
○生　活　　･･･苑の基本的な生活時間を守りましょう。
＊居室の掃除は、毎日行ってください。できない方は生活支援員がお手伝いします。

入苑者数と構成比

R8/4/1~R8/11/2推移
入苑：男性6名　女性4名
退苑：男性8名　女性4名
短期：男性1名　女性4名

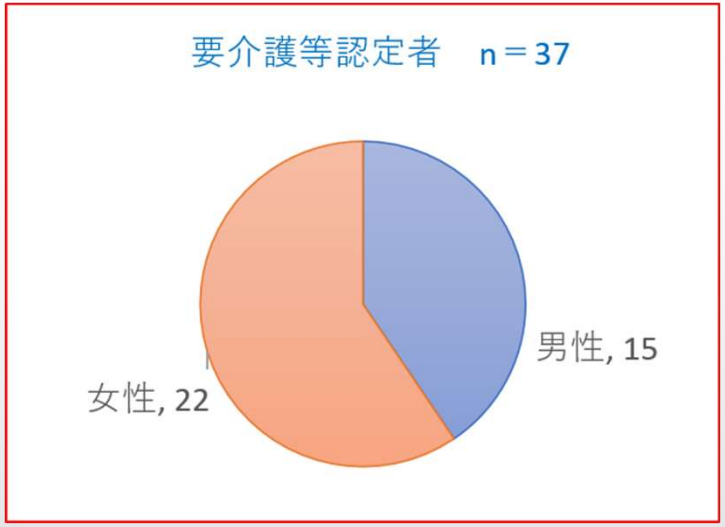


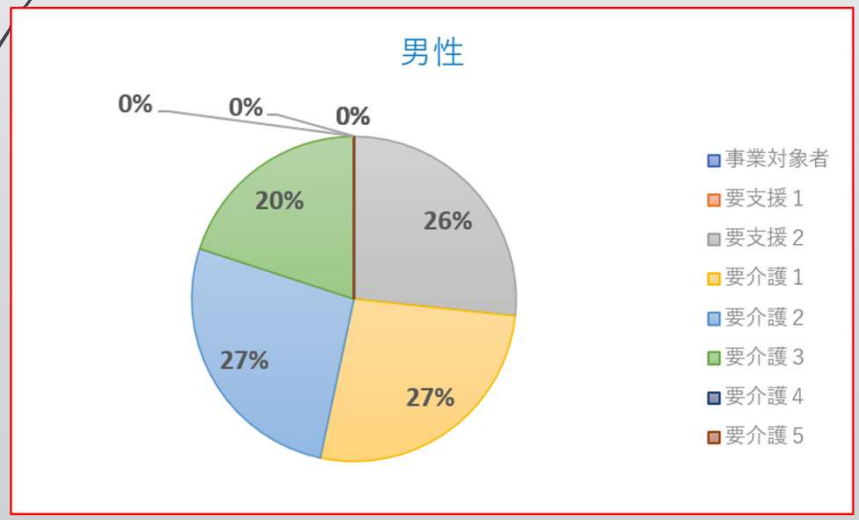


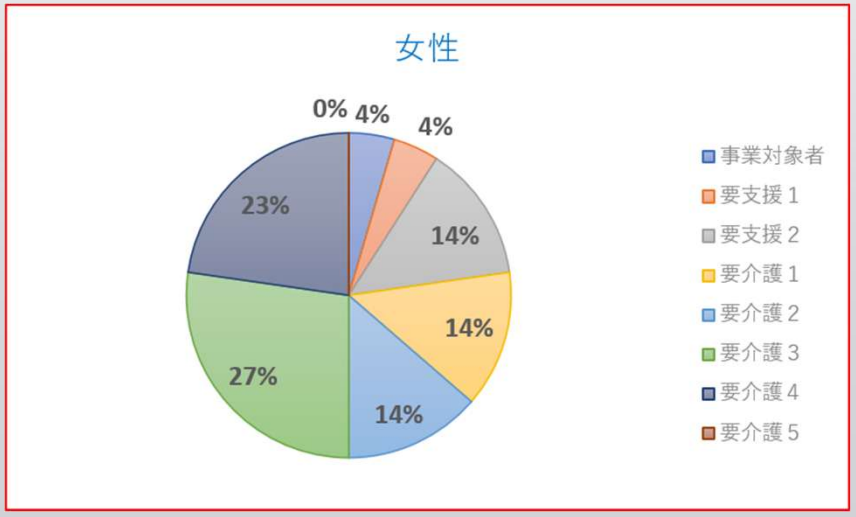


介護等認定者数

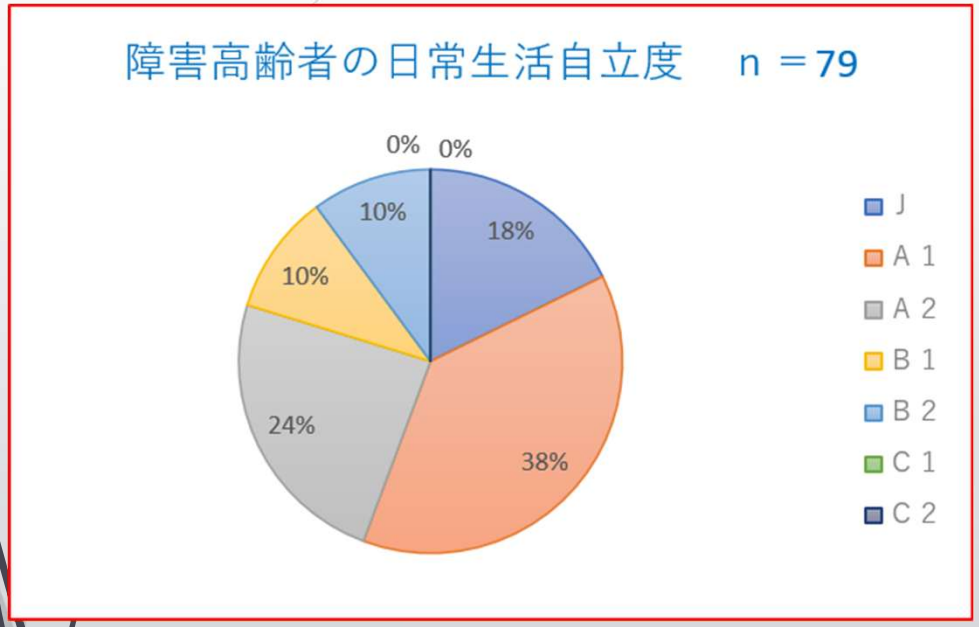
認定等の割合（37名/79名：46.8%）

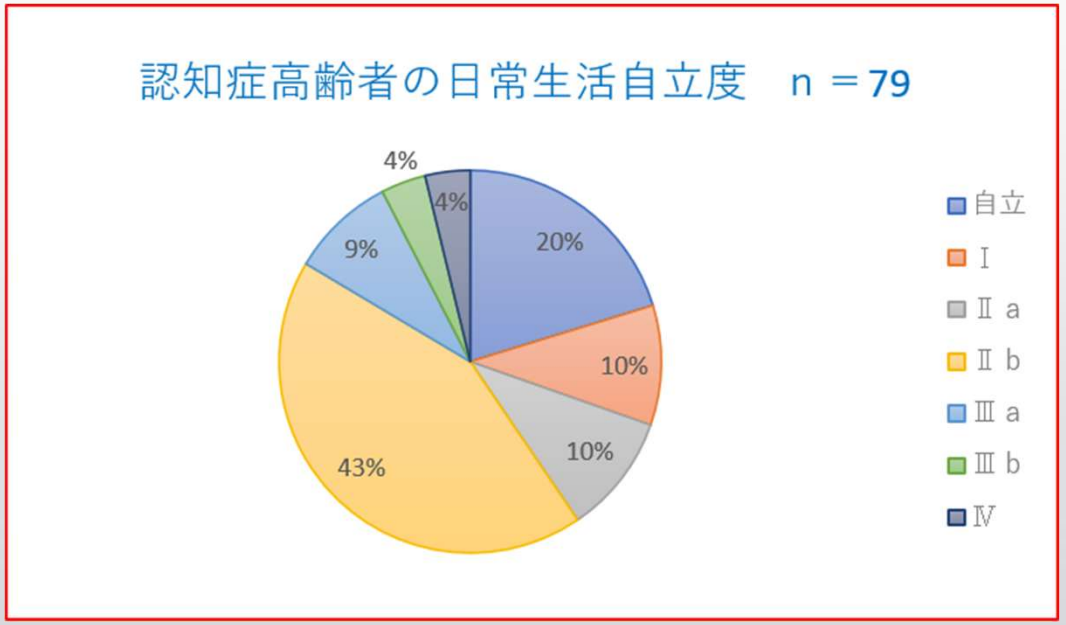






日常生活自立度


障害高齢者の日常生活自立度　n ＝79
0%
0%
10%
18%
10%
24%
38%
J
A 1
A 2
B 1
B 2
C 1
C 2


認知症高齢者の日常生活自立度　n ＝79
4%
4%
9%
20%
10%
10%
43%
自立
Ⅰ
Ⅱa
Ⅱb
Ⅲa
Ⅲb
Ⅳ

入苑者の抱える疾患や医務室の支援

入苑者の主な疾患

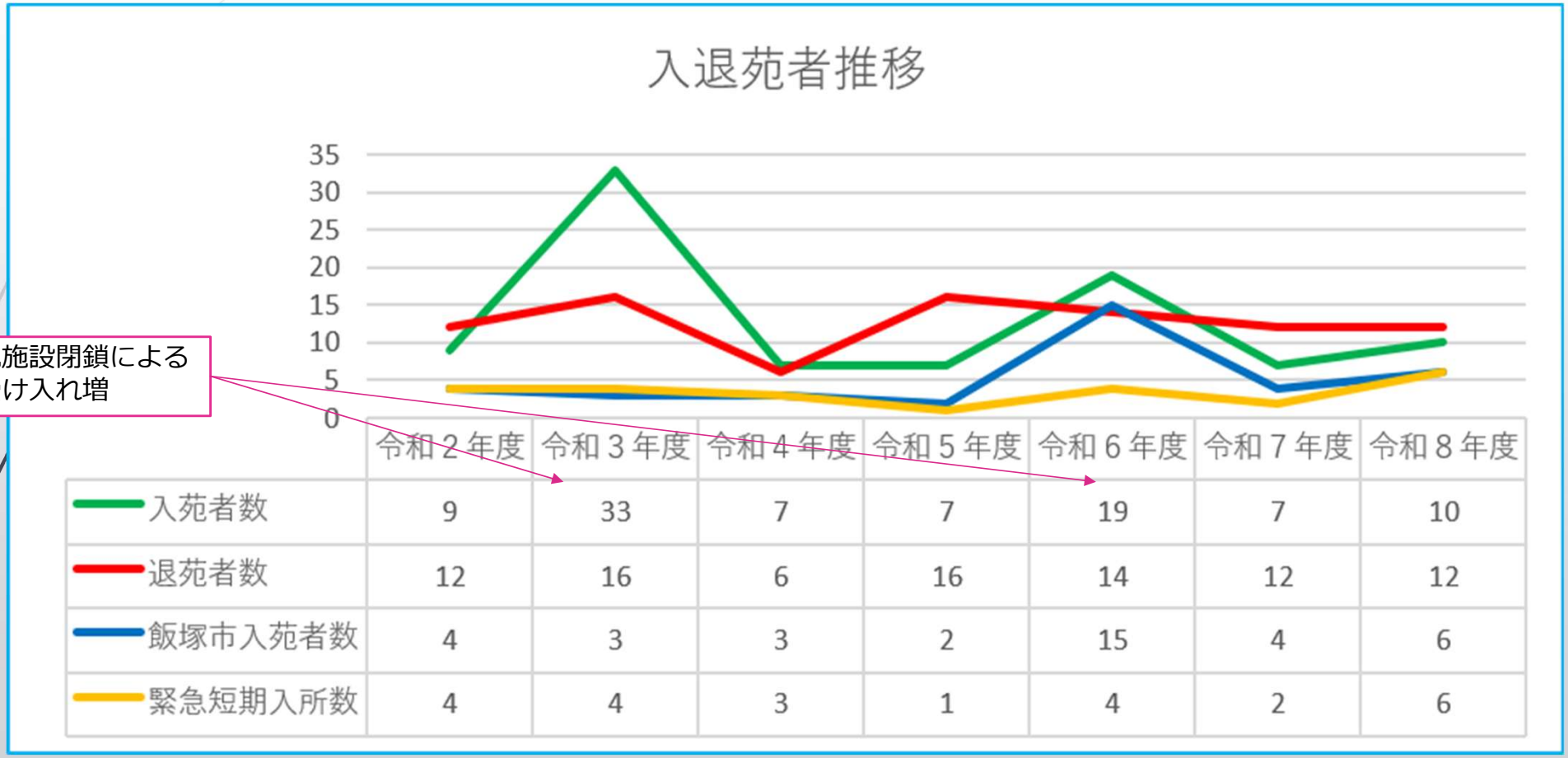
- 糖尿病
- 高血圧
- アルツハイマー型認知症　認知症
- アルコール依存症
- 肺気腫　呼吸器疾患
- 各種がんの術後　胃がん
- 精神発達遅滞　統合失調症
- 関節疾患　骨粗しょう症
- 腎機能障害
- 排尿機能障害
- 慢性心不全

医務室での支援

- 服薬管理
- 健康相談
- 定期診察補助・管理
- 受診同行
- 創傷処置
- フォーレ等の管理
- インスリン管理
- 在宅酸素管理
- 透析患者の支援

入退苑者の推移

2026.11.2



	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
入苑者数	9	33	7	7	19	7	10
退苑者数	12	16	6	16	14	12	12
飯塚市入苑者数	4	3	3	2	15	4	6
緊急短期入所数	4	4	3	1	4	2	6

他施設閉鎖による
受け入れ増

措置自治体一覧

2026年11月2日現在

定員	福岡市全体	北九州全体	宗像市	志免町	糸島市	飯塚市	田川市	嘉麻市
100	1	8	10	2	1	35	0	3
現況人数	宮若市	行橋市	小竹町	苅田町	添田町	福智町	うきは市	小値賀町
79	3	3	2	1	1	6	1	2

愛生苑の特徴

（入苑者にとって良いところ）

①隣接地に顕田病院があるため、医療ケアを受けやすい。

（協力医療機関：顕田病院　飯塚病院（救命センター含む））

②比較的市街地にあるため、入苑者が個別で行動しやすい。

③全室個室ユニットであり、プライバシーが保ちやすい。

④職員が元気で家庭的（諸説あり）。

⑤食事がおいしい、イベントが多い（諸説あり）。

（施設として苦しいところ）

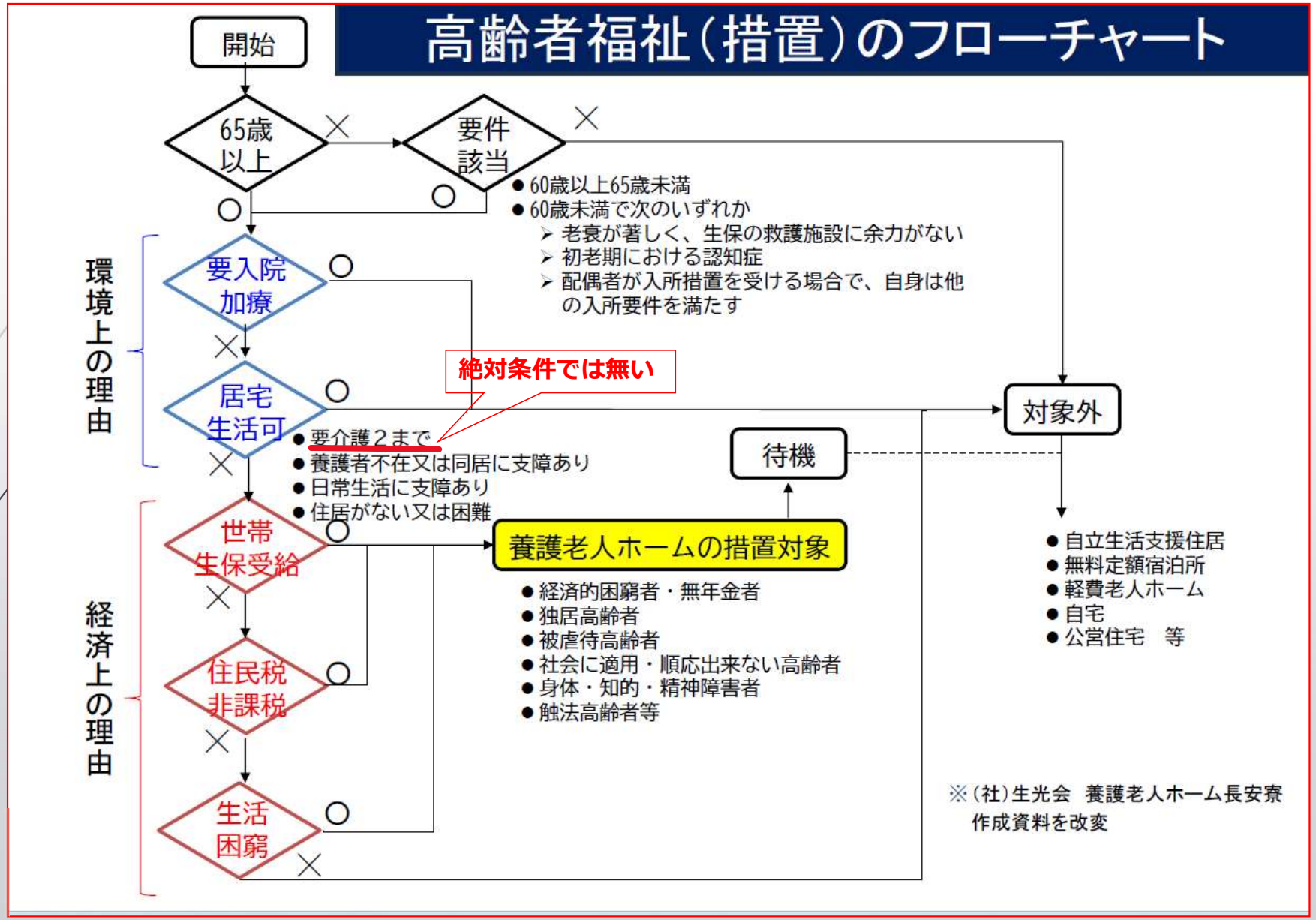
①入苑理由として、虐待（ネグレスト・暴力）、ＤＶ案件が増えている。

②長期入苑者の高齢化が顕著になって来ている。

③介護支援や医療支援が必要な入苑者が増えてきている。

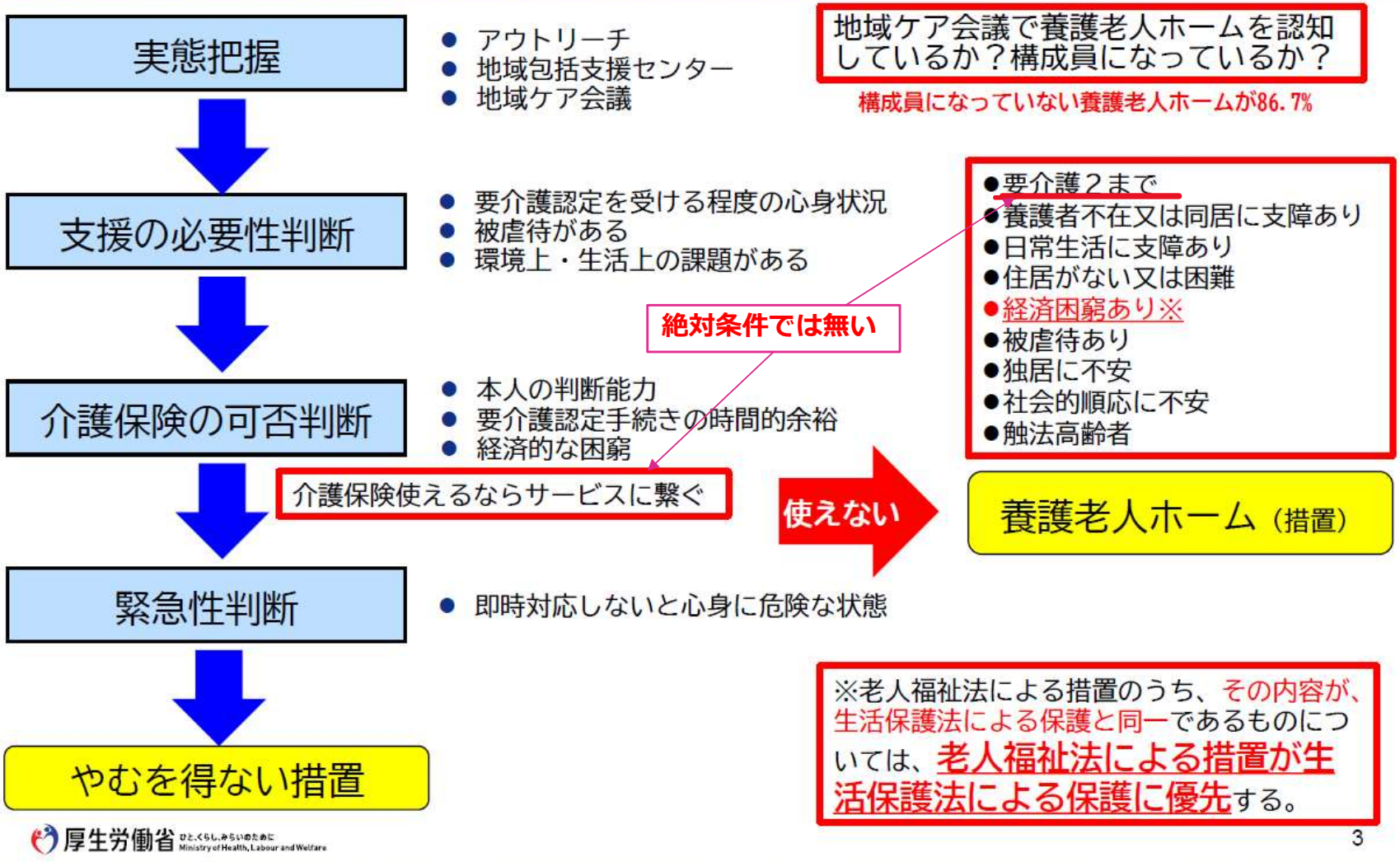
④入苑措置件数が減少している。

⑤入苑者の実態と職員配置基準がマッチング出来なくなってきている。


高齢者福祉（措置）のフローチャート
開始
65歳以上
要件該当
● 60歳以上65歳未満
● 60歳未満で次のいずれか
➢ 老衰が著しく、生保の救護施設に余力がない
➢ 初老期における認知症
➢ 配偶者が入所措置を受ける場合で、自身は他の入所要件を満たす
環境上の理由
要入院加療
居宅生活可
絶対条件では無い
● 要介護２まで
● 養護者不在又は同居に支障あり
● 日常生活に支障あり
● 住居がない又は困難
対象外
待機
経済上の理由
世帯生保受給
養護老人ホームの措置対象
● 経済的困窮者・無年金者
● 独居高齢者
● 被虐待高齢者
● 社会に適用・順応出来ない高齢者
● 身体・知的・精神障害者
● 触法高齢者等
住民税非課税
生活困窮
● 自立生活支援住居
● 無料定額宿泊所
● 軽費老人ホーム
● 自宅
● 公営住宅　等
※（社）生光会　養護老人ホーム長安寮
作成資料を改変

（出典）
厚生労働省

高齢者の課題発見と支援のフロー



（出典）
厚生労働省

高齢者の経済困窮に対する法令上の整理

生活保護

1	生活扶助 	衣食、その他日常生活に必要な費用
2	住宅扶助 	家賃（更新料等含む）、地代、住宅補修等に必要な費用
3	教育扶助 	学用品費・給食費等、義務教育を受けるのに必要な費用
4	医療扶助 	けがや病気の治療に必要な費用
5	介護扶助 	介護を受けるために必要な費用
6	出産扶助 	出産に必要な費用
7	生業扶助 	技能修得や高等学校等の就学に必要な費用
8	葬祭扶助 	葬祭に必要な費用 （葬祭を行う扶養義務者がなく、保護を利用している方が葬祭を行う必要がある場合の費用、など）

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

老人福祉法に基づく措置を優先
（養護老人ホーム、
やむを得ない措置）

生活保護法に基づく生活保護で支援

（例）
経済困窮あり、要介護２
食事・排泄に介助が必要

×生活保護で住宅扶助、生活扶助、介護扶助を受けて介護付き有料老人ホームに入居

○養護老人ホームの利用

（出典）
厚生労働省

養護老人ホームの概要

1．制度の目的

○ 65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行う措置施設。（老人福祉法第20条の４）

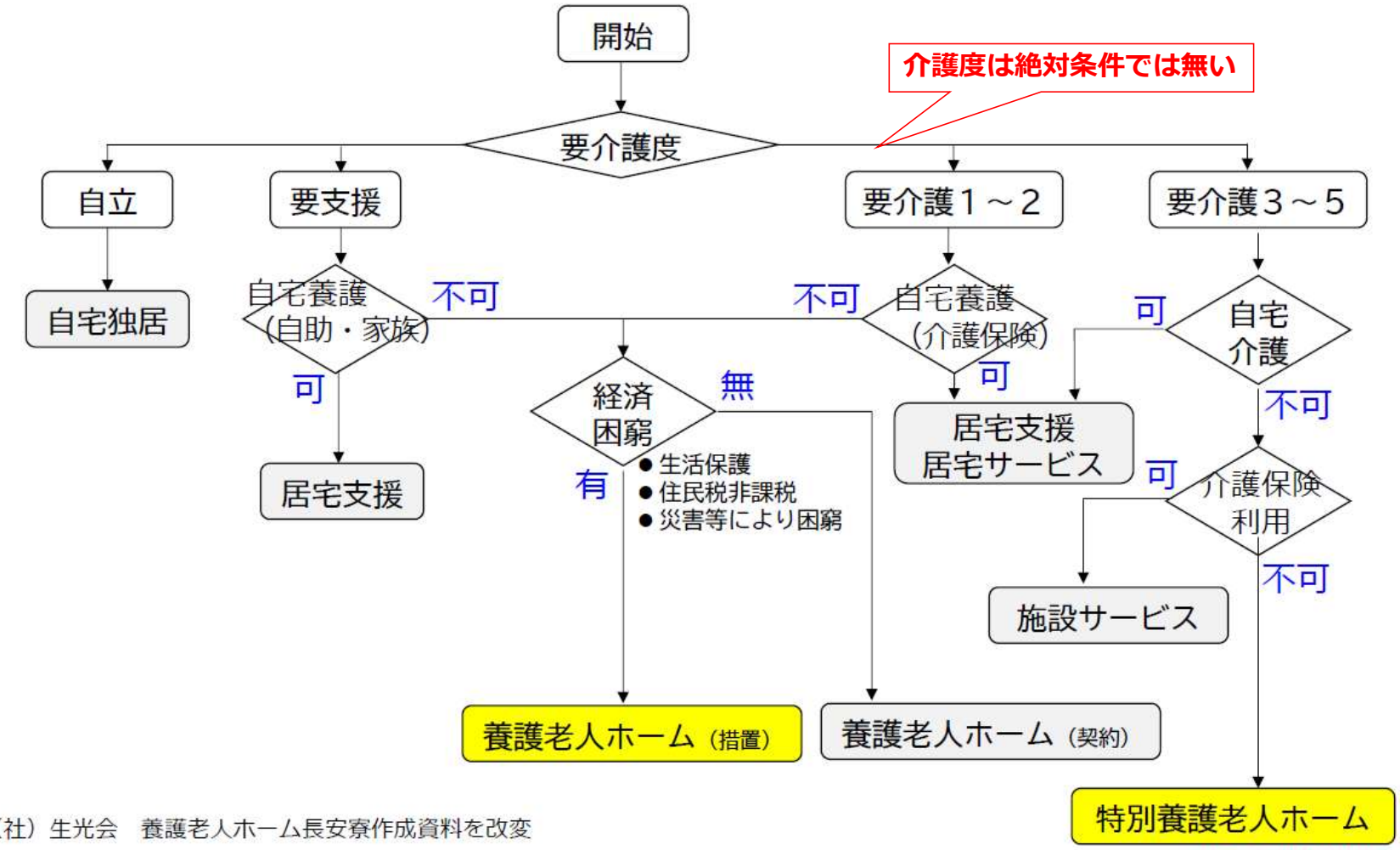
○ 設置に当たっては、市町村は都道府県知事への届出、社会福祉法人は都道府県知事の認可が必要。

（措置の理由）
・環境上の理由とは、家族や住居の状況などから、その者が現在置かれている環境の下では、居宅において生活することが困難であると認められる場合
・経済的理由とは、本人の属する世帯が生活保護を受けているか、市町村民税の所得割を課されていない場合等

- 課題を抱える方への支援の選択肢として、養護老人ホームがあることをご理解ください。
- 経済困窮の方への支援として、生活保護の利用から検討するのではなく、養護老人ホームでの課題解決をご検討ください。

（出典）
厚生労働省

養護老人ホーム入所のフローチャート



※（社）生光会　養護老人ホーム長安寮作成資料を改変

（出典）
厚生労働省

養護老人ホームの入所者像〔一部〕

1 独居の高齢者

2 無年金など経済的に困窮した方

3 虐待を受けている高齢者

4 要支援者

5 要介護者

6 身体的な障害をお持ちの方

7 認知症や、精神的な障害をお持ちの方

8 他の法律に基づく施設に入所できない高齢者

9 ホームレスの方

10 以前に犯罪を犯した方

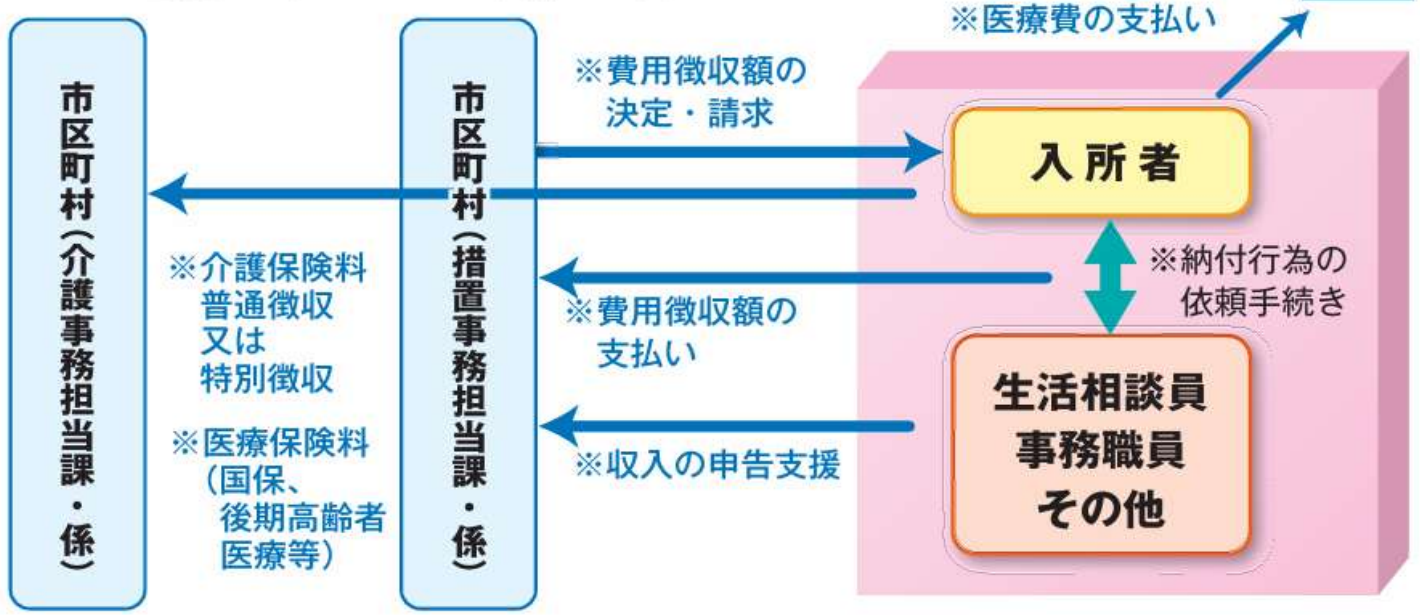
11 賃貸住宅から立ち退きを受けた方

出典：公社）全国老人福祉施設協議会

費用はどれくらい？

1　全体的な流れ（別紙もご参照ください）

前年度の収入によって負担額は変わります。詳しくは自治体（市町村）に問合せて下さい。また、入居金はありません。



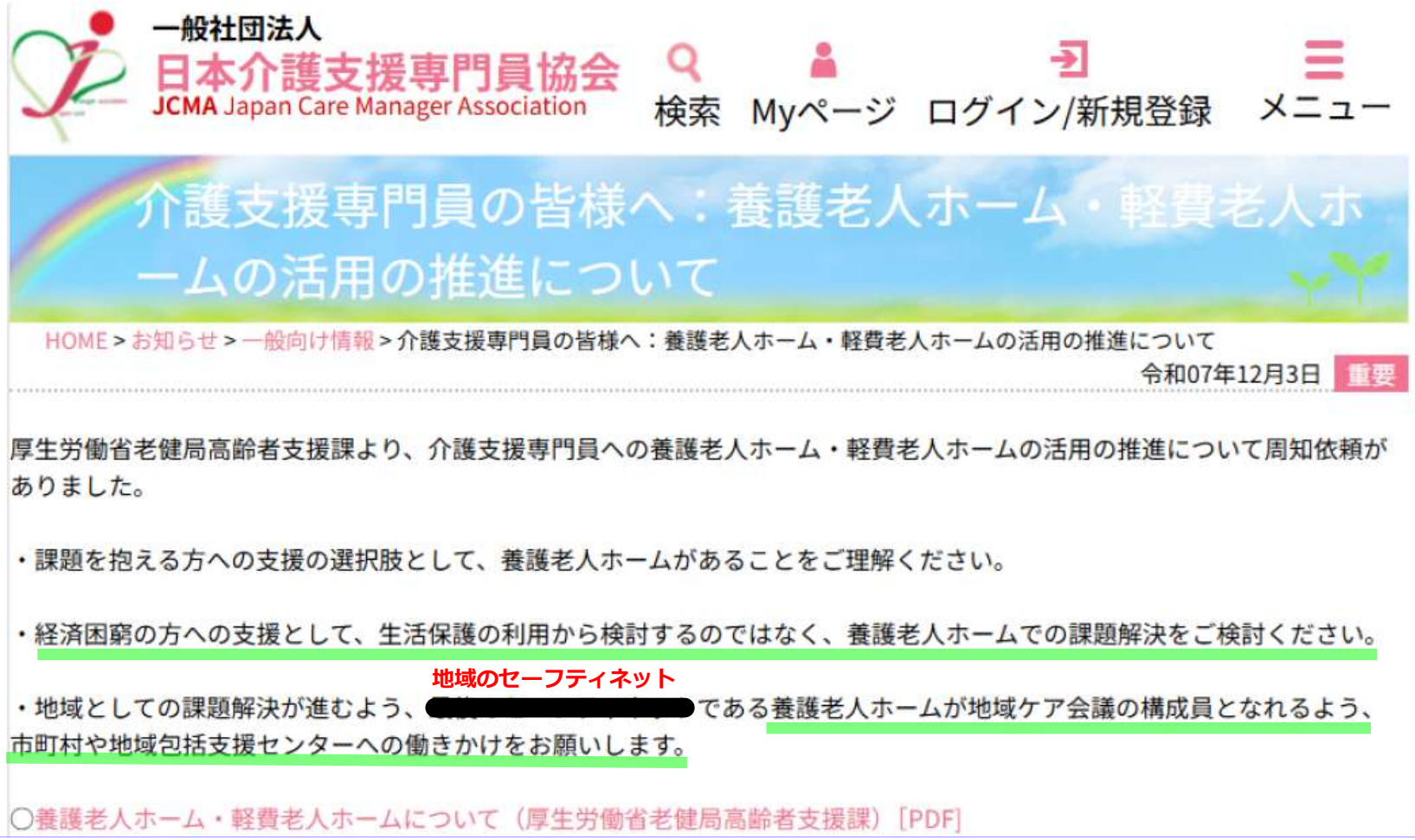
※費用徴収額➡前年度の個人の収入（公的年金等）から必要経費（医療費・社会保険料等）を差し引いた金額を階層表に当てはめ算出した額になります。

※毎年３月から４月に各福祉事務所よりの求めに応じて施設より収入の申告をし、６月に決定後７月より１年間同金額を毎月個人が、各市区町村（福祉事務所）に支払います。

出典：公社）全国老人福祉施設協議会

4-2．厚生労働省からケアマネ協会への養護軽費の活用の推進依頼

- 厚労省担当者からケアマネ協会側へ相談した結果、理解促進に向けた協力について理事会で承認され、必要な資料等をメーリングリストやホームページで周知された



一般社団法人
日本介護支援専門員協会
JCMA Japan Care Manager Association

検索　Myページ　ログイン/新規登録　メニュー

介護支援専門員の皆様へ：養護老人ホーム・軽費老人ホームの活用の推進について

HOME > お知らせ > 一般向け情報 > 介護支援専門員の皆様へ：養護老人ホーム・軽費老人ホームの活用の推進について

令和07年12月3日 重要

厚生労働省老健局高齢者支援課より、介護支援専門員への養護老人ホーム・軽費老人ホームの活用の推進について周知依頼がありました。

・課題を抱える方への支援の選択肢として、養護老人ホームがあることをご理解ください。

・経済困窮の方への支援として、生活保護の利用から検討するのではなく、養護老人ホームでの課題解決をご検討ください。

地域のセーフティネット

・地域としての課題解決が進むよう、[redacted]である養護老人ホームが地域ケア会議の構成員となれるよう、市町村や地域包括支援センターへの働きかけをお願いします。

○養護老人ホーム・軽費老人ホームについて（厚生労働省老健局高齢者支援課）[PDF]

養護老人ホームを活用してください。

養護老人ホームは、市町村による措置によって入所が決定されます。最終的な入所措置決定には様々な条件がありますので、市町村窓口での確認が必要です。

しかし、支援の現場で発生する多くの事例は、早急に福祉的な介入が必要な事もあろうかと思いますし、厚生労働省も総務省も養護老人ホームの積極的な利用を推奨しています。

愛生苑の役割として、皆さんが抱えるケースが養護老人ホーム入所の対象になるかどうかの相談をお受けすることが出来ます。また、緊急の場合はショートの利用も可能です。（市町村の決定が必要です）

１人でも多くの高齢者が、穏やかな人生の終焉を迎えられるように私たちも支援を行いたいと思いますので、ぜひ協働をお願いします。

（ご相談は遠慮なく下記相談員へお願いします）

〇城（じょう）　〇前野（まえの）　〇柏原（かしはら）　〇浦野（うらの）

愛生苑　　0948-96-3000